



川島町マスコットキャラクター
かわみん かわべえ

川島町立小学校規模適正化計画 【概要版】

平成 2 8 年 2 月
川島町教育委員会

目次

はじめに	1
川島町立小学校規模適正化計画.....	2
I 趣 旨.....	2
II 適正規模の基準.....	2
III 学校規模適正化の対象校と推進方策.....	2
IV 統合小学校の開校時期.....	2
V 小中一貫教育の推進.....	2
VI 適正化に伴う教育環境整備.....	5
1 通学路の安全確保について.....	5
2 学校の施設設備の整備について.....	8
3 教員等の配置について.....	8
4 学校の統合による跡地・施設利用について.....	8
5 統合に向けた事前の交流について.....	9
小学校の統合に向けた具体的な進め方.....	10
統合小学校の設置場所の決定.....	12

参考資料)

- ・小中一貫教育の全体の制度設計
- ・前期6年・後期3年の区切りと4-3-2などの関係

はじめに

教育委員会では、平成27年10月28日に策定した「川島町立小学校規模適正化基本方針(修正案)」に関して、平成27年11月から12月にかけて説明会を実施しました。そして、頂いた意見等を踏まえ、具体的な統合校の設置場所や統廃合の進め方等について、議論、検討を積み重ね、平成28年1月21日に「川島町立小学校規模適正化基本方針(修正版)」を決定したうえで、「川島町立小学校規模適正化計画(案)」を策定しました。

そして「川島町立小学校規模適正化計画(案)」に関する説明会を、平成28年1月末から2月中旬にかけ実施し、説明会での意見等を踏まえ、平成28年2月19日に「川島町立小学校規模適正化計画」を決定しました。

教育委員会では、計画に基づき、小学校の規模適正化を進めていきます。

さて、この計画の骨子は、今後予想される複式学級の編制や、現状の男女間の数の不均衡といった、小規模校化した4つの小学校の課題を解決するため、早急に教育環境の改善を図るべく、段階的に2校に統合するというものであり、併せて、子どもたちのさらなる学力、社会性の向上を図る観点から、統合後に、既存の中学校と連携、交流を深めることによって、小中一貫教育を推進するというものです。

そして、将来にわたる児童数の推移を見極めながら、さらなる小学校の統合や中学校と一体となった施設一体型の小中一貫校の整備も検討していくものであり、生徒数の減少も鑑みて、中学校の規模についても検討していくものであります。

関係者の皆様には、今後も本町の学校教育の充実に向けて積極的な支援を賜りますよう、お願いします。

川島町教育委員会

川島町立小学校規模適正化計画

川島町教育委員会では、平成28年2月19日に「川島町立小学校規模適正化計画」を策定しました。

I 趣 旨

「川島町立小学校規模適正化基本方針」並びに「統合小学校の設置場所に関する評価考察結果」を踏まえ、今後、小学校の規模適正化を進めるための具体的な施策を策定したものである。

II 適正規模の基準

本町における地域の実情を鑑み、適正規模の基準は「1学年単学級であっても学級運営に支障のない程度の児童数（20名程度）が確保できること」とする。

※学校教育法施行規則第41条による

III 学校規模適正化の対象校と推進方策

- ・対象校 三保谷小学校、出丸小学校、八ッ保小学校、小見野小学校
- ・方針方策
 - ・「統合」という方策を採る。
 - ・小中一貫教育を目指して、段階的に2校に統合する。
 - ・統合小学校は既存校を活用する。
 - ・統合単位は「三保谷小学校と出丸小学校」ならびに「八ッ保小学校と小見野小学校」とする。
- ・設置場所 基本方針では、統合小学校の設置場所について、子育て・教育支援の拠点との連携・交流、小中一貫教育の推進を見据え中学校との連携・交流などに配慮して決定するとされている。また「統合小学校の設置場所に関する評価考察結果」を踏まえ、つぎのとおりとする。

統合単位	統合対象校	統合小学校の設置場所	統合小学校の校名
①	三保谷小学校 出丸小学校	三保谷小学校地内 (川島町大字白井沼945)	(仮称)三保谷・出丸小学校
②	八ッ保小学校 小見野小学校	八ッ保小学校地内 (川島町大字畑中31)	(仮称)八ッ保・小見野小学校

IV 統合小学校の開校時期

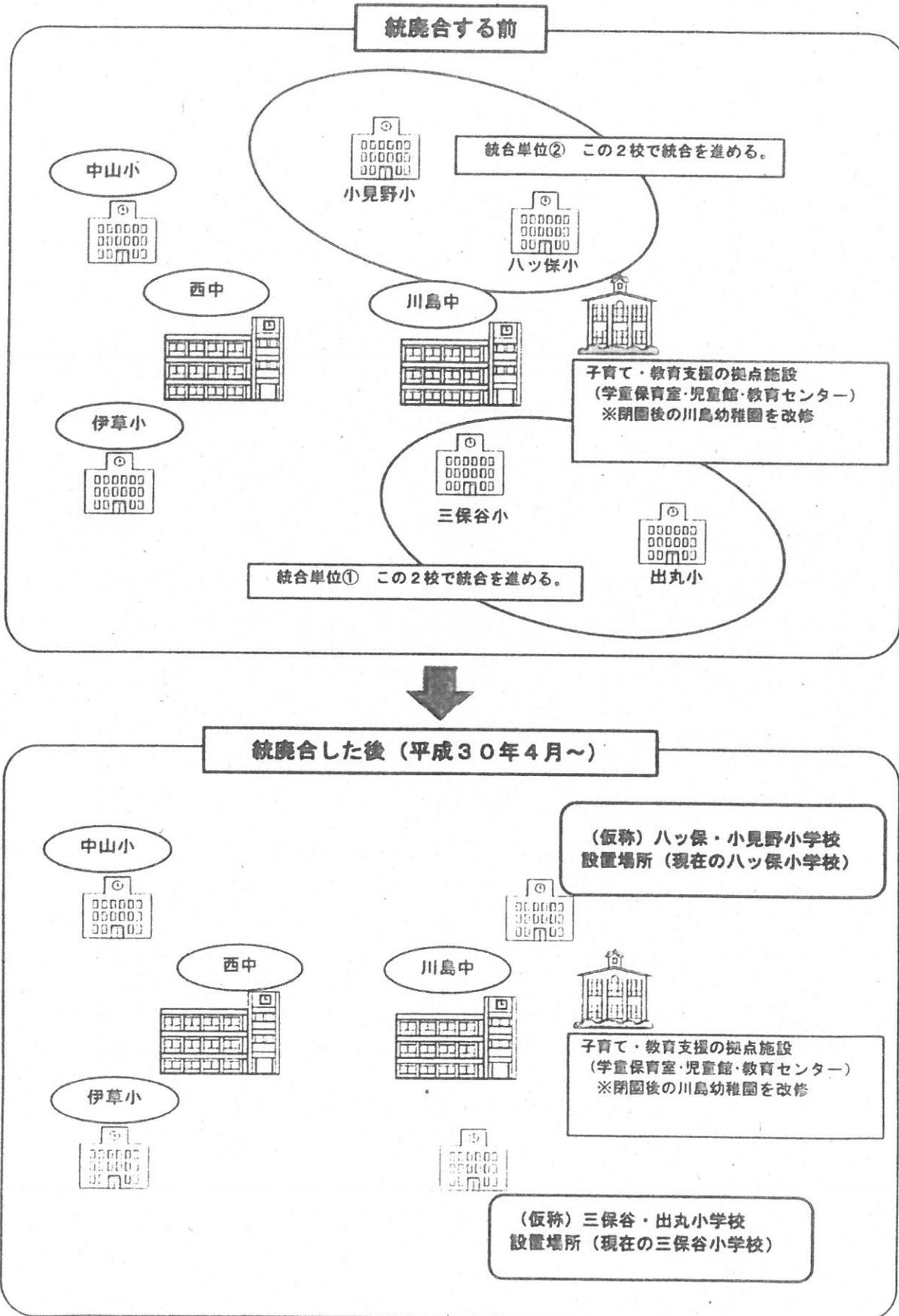
統合小学校の開校時期は、平成30年4月とする。

V 小中一貫教育の推進

統合後は、小中一貫教育を推進すべく、小学校と中学校との連携、交流、研究を行っていく。さらに将来的には、小中学校の教員が、9年間を見通した中でお互いに協力し合い、子どもたちをよりきめ細かく指導することにより、学力や社会性の向上を図ることを目的として、「小中一貫型小・中学校（仮称）」の開校を目指す。

適正化推進イメージ

ステップ①【小規模小学校の統廃合（統合小学校の開校）】

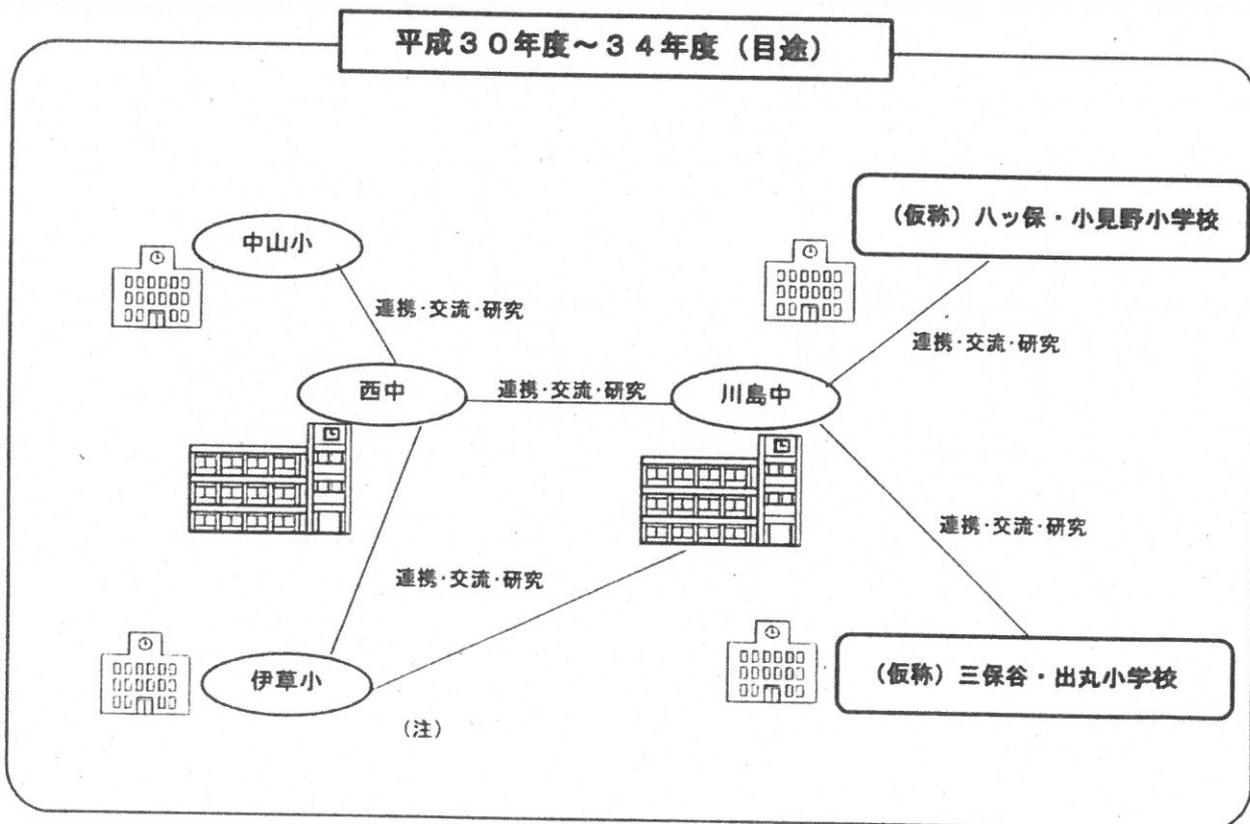


《説明 ステップ①》

1. 段階的に2校ずつで統合を進める。
2. 統合単位は、「三保谷小学校と出丸小学校」、「ハッ保小学校と小見野小学校」とする。
3. この統廃合は、小中一貫教育推進に向けたステップと位置付ける。
4. 小中一貫教育の効率的、効果的な推進や、子育て・教育支援の拠点施設との連携、交流にも配慮した学校配置とする。
5. 統合校の設置位置は、三保谷小学校、ハッ保小学校とする。
6. 統合校の開校時期は、平成30年4月とする。
7. 統合校の校名が決定されるまでの間は、「(仮称) 三保谷・出丸小学校」、「(仮称) ハッ保・小見野小学校」とする。

適正化推進イメージ

ステップ②【小中一貫教育推進に向けた連携、交流、研究】



《説明 ステップ②》

1. 小中一貫教育を推進すべく、川島中学校と2校の統合小学校、ならびに西中学校と中山小学校、伊草小学校との間で連携し、児童・生徒、教職員、保護者等の交流を行う。
2. 連携・交流事業の効果等を検証するとともに、小中一貫型小・中学校の開校に向けた検討等を行う。
3. また、川島中学校と西中学校の間で、部活動の合同実施などでも連携、交流を行う。

(注) 現在の中学校の通学区域では、伊草小学校の卒業生が川島中学校と西中学校に分かれて進学していることから、小中一貫型小・中学校の開校に向け、通学区域の見直しを検討する。

VI 適正化に伴う教育環境整備

小学校の規模適正化を推進する際には、子どもたちにとってよりよい教育環境を整えるという考え方の下、つぎの条件整備を行うものとします。

1 通学路の安全確保について

(1) 通学路の検討、改善等について

学校の統合に伴って、通学路が変更になる場合、安全な通学路を検討し設定する。その際には、児童の安全が確保できるよう、道路の改善等を関係機関に要望していく。

(2) スクールバスについて

学校の統合によって、通学区域が広範囲に及び遠距離通学になることは明らかである。

そこで、統合にあたっては、地理的状況等を把握し、スクールバス等を活用して、子どもたちが安心・安全に通学できるよう遠距離通学の支援策を構築するものとする。

スクールバス等の運行ルート、運行便数、停留所の位置といった運行形態を始めとして、長期休業中や、土曜公開日など行事の際の臨時的な運行形態についても、「(仮称) 統合協議会」及び「(仮称) 学校分科会」で具体化していくこととする。

(3) 遠距離通学の距離基準

遠距離通学の距離基準は、文部科学省の基準（※参照）とし、この基準を超える場合に、スクールバス等による通学支援を行うものとするが、小学校低学年など、体力面での配慮や、より安心・安全な通学に配慮する必要がある場合は、弾力的に基準を適用するものとする。

※ 義務教育諸学校等の施設費等の国庫負担等に関する法律施行令第4条第1項
小学校の適正な通学距離は、おおむね4 km以内とされる。

小中一貫教育の全体の制度設計

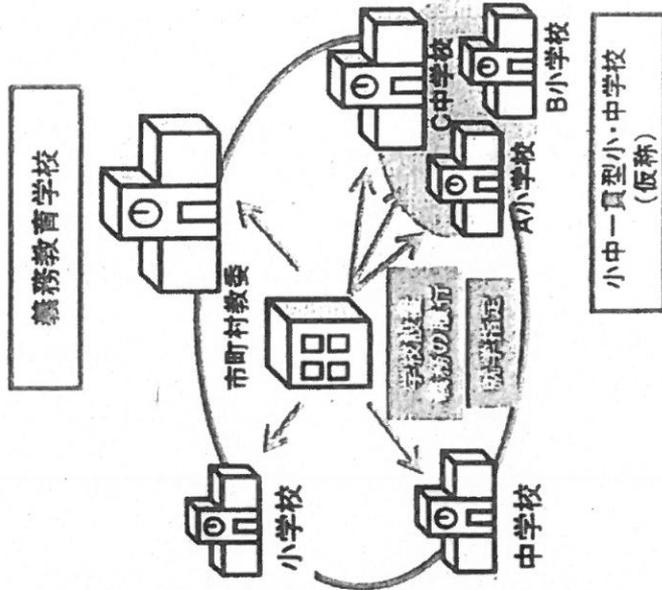
◎ 制度設計のポイント

- ・1人の校長の下、原則として小中免許を併有した教員が9年間の一貫した教育を行う新たな学校種を位置付ける(義務教育学校)
- ・独立した小・中学校が義務教育学校に準じた形で一貫した教育を施すことができるようにする(小中一貫型小・中学校(仮称))
- ・既存の小・中学校と同様、市町村の学校設置義務の履行の対象とする(市町村は全域で小中一貫教育を行うことも可)
- ・既存の小・中学校と同様、市町村教委による就学指定の対象校とし、入学者選抜は実施しない

◎ 小中一貫教育の2つの類型

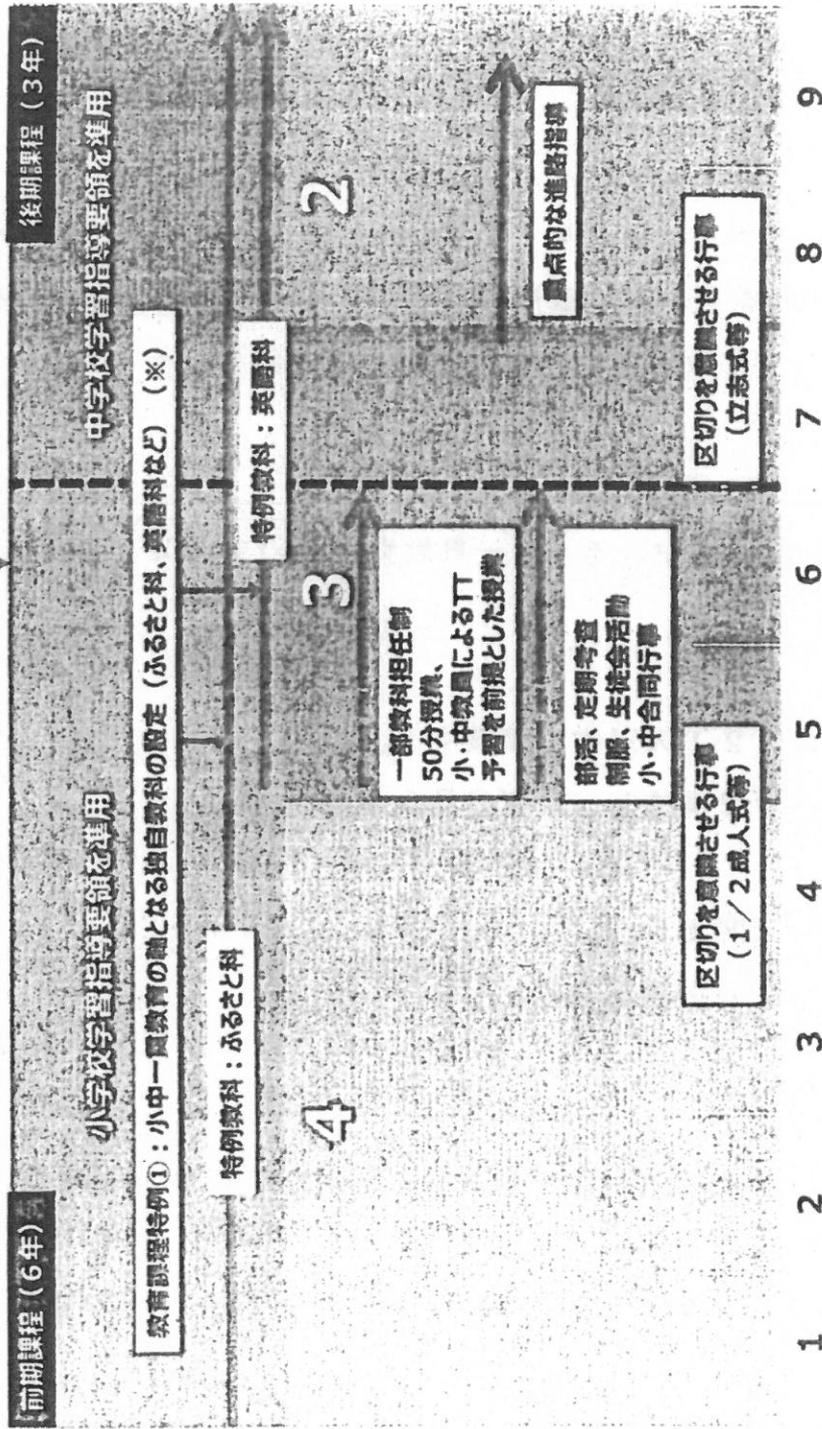
	今回学校教育法等 改正で措置	今後政省令 改正で措置
	義務教育学校	小中一貫型 小学校・中学校(仮称)
修業年限	・9年 (ただし、転校の円滑化等のため、前半6年と後半3年の課程の区分は確保)	・小・中学校と同じ
教育課程	・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成 ・小・中の学習指導要領を準用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設 (一貫教育の軸となる新教科創設、指導事項の学年・学校段階間の入れ替え・移行)	・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成(※) ・小・中の学習指導要領を適用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設 (義務教育学校と同じ)
組織	・1人の校長 ・一つの教職員組織 ・教員は原則小・中免許を併有 (当面は小学校免許で小学校課程、中学校免許で中学校課程を指導可能としつつ、免許の併有を促進) 〔制度化に伴う主な支援策〕 9年間の適切にマネジメントするために必要な教職員定数の措置	・学校毎に校長 ・学校毎に教職員組織 (学校間の総合調整を担う者をあらかじめ任命、学校運営協議会の合同設置、校長の併任等、一貫教育を担保する組織運営上の措置を実施)(※) ・教員は各学校種に対応した免許を保有 〔制度化に伴う主な支援策〕 小中一貫教育の円滑な実施のための教員加配を措置
施設	・施設の一体・分離を問わず設置可能 〔制度化に伴う主な支援策〕 施設一体型校舎や異学年交流スペースなど、小中一貫教育に必要な施設整備を支援	・施設の一体・分離を問わず設置可能 〔制度化に伴う主な支援策〕 異学年交流スペースなど、小中一貫教育に必要な施設整備を支援

◎ 制度化後のイメージ



前期6年・後期3年の区切りと4-3-2などの関係

教育課程特例②：前期・後期課程間の指導内容の移行（※）
 (例) 小学校高学年からのアルファベット指導（英語）や負の数・代数の指導（数学） など



- 特例の前提条件(イメージ)
- ① 教育基本法及び学校教育法に規定する小学校及び中学校の教育の目標に関する規定等に照らして適切であること
 - ② 学習指導要領の内容項目が9年間を満して配属され、学習内容の系統性・連続性が確保されていること
 - ③ 児童生徒の過重負担への配慮や転出入児童生徒の教育に支障が生じないような適切な配慮がなされていること
 - ④ 学習指導要領の内容事項を指導するために必要となる標準的な総授業時数が確保されていること
 - ⑤ 各教科等の目標がおおむね達成されていること